

次期調布市教育プランの策定方針

資料2

1 策定の目的

- (1) 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、調布市教育委員会が定める教育振興基本計画
- (2) これまでの取組を踏まえつつ、社会情勢の変化や令和9年度以降の教育環境を取り巻く課題へ対応
- (3) 次期教育大綱(第4期)・後期基本計画等

2 策定の視点

- (1) 令和9年度以降の4年間を見据えた教育課題への対応
 - ・次期学習指導要領を見据えた教育課程の編成及び教育活動の展開(「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保など)
 - ・特別支援教育・不登校児童生徒への支援の充実、部活動の地域展開の推進、みまもーニングの拡充、学校施設整備の推進(若葉小・第四中・図書館若葉分館の一体的整備等)、中学生海外体験学習事業の充実、個人と社会のウェルビーイングの追求(社会教育施設における取組の充実等)、史跡・文化財の保存・活用(国史跡下布田遺跡の整備等) など
- (2) 調布市社会教育計画との統合
これまでの調布市社会教育計画の理念、取組等を踏まえ、次期調布市教育プランにおける社会教育分野の施策・事業に反映
- (3) 施策・事業の精選
調布市教育委員会教育目標・基本方針を踏まえた施策・事業の精選(選択・集中)

3 計画期間

令和9～12年度(4年間)
※次期教育大綱(第4期)、後期基本計画、市の各種計画等と整合

【参考:これまでの経緯】

- (1) 平成22～26年度(第1期・5年間 ※時点修正:平成25年度～)
- (2) 平成27～30年度(第2期・4年間)
- (3) 令和元～4年度(第3期・4年間)
- (4) 令和5～8年度(第4期・4年間)

4 検討体制

- (1) (仮称)教育プラン策定検討委員会 (5回程度開催予定)
○有識者、保護者、小・中学校長等による検討委員会を設置しプラン(案)を検討。委員10人程度(構成案は右表参照)
- (2) 教育委員会、小・中学校
○定例会等における審議、プラン策定の進捗状況の報告等を経て、プランを決定
○小・中学校長会などを通じて、学校現場の意見を聴取
- (3) 市長部局
○総合教育会議等において、次期教育大綱・後期基本計画と整合
- (4) 市民からの意見聴取
○こども基本法の趣旨に則り、子ども・保護者からの意見を聴取
○パブリック・コメントを通じて、幅広く市民からの意見を聴取

■(仮称)教育プラン策定検討委員会(案)

No.	区分	委員	人数
1	学識経験者	・大学教員	1
2	児童生徒の保護者	・公立学校PTA連合会の小学校代表・中学校	2
3	市民	・学校運営協議会 小学校・中学校	2
4		・NPO法人調布心身障害児・者 親の会	1
5		・公募市民	1
6	小・中学校	・市立小学校長会・中学校長会	2
7	社会教育	・社会教育委員	1
8	教育委員会事務局	・教育部長、教育部次長、指導室長	3
計			13

5 スケジュール

R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
検討委員会設置		検討委員会①		検討委員会②	検討委員会③	検討委員会④			検討委員会⑤		
		市民からの意見聴取 (子ども・保護者からの意見聴取、パブリック・コメントなどを含む。)									
		総合教育会議など (次期教育大綱・後期基本計画と整合)									
						教育委員会 【プラン案】				教育委員会 【プラン決定】	